

令和 7 年度 第 1 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 7 年 4 月 14 日（月） 午後 4 時 00 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (13 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	5 番 丸山 環	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦
	9 番 足立 紀美世	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (9 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	入江 敏朗
	澤田 光秋			
欠席推進委員 (3 人)	徳丸 理彦	秦野 英作	山本 智彦	
事務局	事務局長 宮本 徹、局長補佐 岩本 隆宏、係長 浜川 明			
提案議案	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について			
報告事項				
傍聴人	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 高力			

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和7年度 第1回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員	(農業委員会憲章の唱和)
議長	成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和7年度 第1回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は徳丸委員、秦野委員、山本委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、5番 丸山委員、6番 小前委員にお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。 議案書1ページをご覧ください。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 申請番号1番、権利の種別は贈与、農地の所在は大字徳万 [REDACTED] [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積252㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。 本件農地は、譲受人の自宅に隣接しています。この度、譲渡人との間で家庭菜園目的での贈与の話し合いがまとまったため、申請されたものです。取得後は、自家用野菜を耕作されます。 以上1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
三浦委員	続きまして議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いします。 (三浦委員より挙手あり) 説明に入る前ですが、よろしいですか。 中間管理事業の議案だと思うのですが、前回までの農地中間管理事業の議案と、今回からの議案は違っております。前回までは、各地権者との貸借契約でも経営面積が載っていましたが、今回からは経営面積が載っていません。なぜこういうことになったのかをお伺いしたいと思います。

事務局	す。 経営面積につきましては意図的に外したわけではなく、理由としては、農業委員会のサポートシステムで総会に提出する中間管理の資料を打ち出すのですが、その中の項目に経営面積が載っていなかったためです。 今後掲載できるかどうかについては事務局内で検討させていただき、来月にご報告できるようにいたします。特に経営面積を削除しようと思って削除したわけではないのですが、システム上そのように出る設定になっていたのが理由でございます。
議長 三浦委員 事務局	よろしいですか。これからはこうなるということです。 出来たら耕作面積は入れていただいた方がいいかなと思います。 ありがとうございます。事務局の方でも今後の作成資料の項目について来月までに検討させていただき、掲載が可能か否かのご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	よろしいですか。その他ございませんか。 続きまして議案第２号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、私と山本委員（欠席）、幅田委員は関係委員に該当するため退席します。議長を中本職務代理者に交代します。 （福田会長、幅田委員の退席を確認） （中本職務代理者に議長を交代）
議長 事務局	それでは再開をいたします。議案第２号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いいたします。 議案書の２ページをご覧ください。
	議案第２号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。初めに賃貸借権設定の部から説明します。 申請番号１番、土地の所在は大字勝田■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積３，０１２㎡、利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人で、借受人は認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は１０ａ当り■■■■■円、貸借の期間は令和７年５月１日、終期は令和１２年４月３０日、期間は５年間で再契約、飼料作物を耕作されます。 申請番号２番から、２０ページの３６番までの３５件については、ご覧の通りです。 続きまして使用貸借権設定の部です。議案書２１ページをご覧ください。 申請番号３７番、土地の所在は大字別宮■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，１０３㎡。利用権の種類は使用貸借

議長	権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和7年5月1日、終期は令和12年4月30日、期間は5年間で再契約、野菜を耕作されます。 申請番号38番から、45ページの84番までの47件については、ご覧の通りです。 以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、異議なしということで終了します。 休憩をいたします。 ~~~~~ 休 憩 ~~~~~ (福田会長、幅田委員の復帰を確認) (福田会長に議長を交代)
議長	議案第3号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について、事務局の説明をお願いします。
事務局	46ページをご覧ください。 議案第3号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について、農業委員会等に関する法律第37条に基づく農業委員会事務の実施状況の公表を行うため、別紙の令和7年度最適化活動の目標の設定等の公表について本委員会の承認を求めます。 これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について毎年公表することが義務づけられており、令和10年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するため、今年度の目標の設定等を定めて町ホームページで公表する必要があることから、委員の皆さんに審議をしていただくものです。 なお、説明は要点のみとさせていただきます。 47ページの「I 農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）」をご覧ください。「1 農業委員会の現在の体制」については、現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。 「2 農家・農地等の概要」について説明します。左側の「経営体数」の表と中央の「農業者数」の表の数値については、5年に1度行われる農林業センサスに基づいて記入したもので、直近の2020年のデータを載せております。右側の「経営体数」の表は、農業の担い手である個

人および法人の数を記入したもので、農林水産課の調査に基づいて作成をしています。一番下の「耕地面積」の表の数値については、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」の令和6年度調査に基づいて記入しています。

48ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」について説明します。「①現状及び課題」については、管内の農地面積を2,580ha、これまでの集積面積を1,045ha、集積率を40.5%としています。「②目標」については、今年度の新規集積面積を1,070ha、今年度末の集積面積の累計を25ha、集積率を41.5%に設定しています。今年度の新規集積面積については、「琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で設定された、令和10年度までの目標とする集積率43.8%（集積面積1,170ha）に対し、目標到達までに必要な面積を令和10年度までで割り振った面積として25haをあげています。

「(2) 遊休農地の解消」について説明します。「①現状及び課題」については、令和6年度の利用状況調査によって判明した全体の1号遊休農地面積が137.1ha、うち緑区分の遊休農地面積が116.4ha、うち黄区分の遊休農地面積が20.7haとなっています。「②目標」の「ア 既存遊休農地の解消」については、「a 緑区分の遊休農地の解消」の解消目標面積を10.6haとしています。目標設定の考え方は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積52.8haの、5分の1の面積、10.6haとしております。「b 黄区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積7.7haをどのように解消していくか、工程表の策定方針を記載しています。「イ 新規発生遊休農地の解消」については、解消目標面積を12.8haとしています。目標設定の考え方は、前年度（令和6年度）の利用状況調査で判明した新規の緑区分遊休農地面積12.8haが、目標面積となります。

49ページをご覧ください。「(3) 新規参入の促進」の「①現状及び課題」について説明します。令和4年度から令和6年度の新規参入者の経営体の数と、新規参入時での経営面積を記載しています。なお、このデータは、親元就農による新規参入者は対象外となっています。なお、令和4年度と令和5年度の新規参入者の経営面積が0となっているのは、いずれも養鶏での新規参入者であったことから、農地を必要としなかったためです。「②目標」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」については、15.5haに設定しています。目標設定の考え方は、令和4年度から令和6年度までの過去3年間に、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定により権利移動のあった、面積の平均155.9haの1割が目

議長	標面積となります。これについては、農地所有者から「新規参入者へのあっせん」について、内諾を得た時点で実績として計上することが可能とされていることから、毎月の協議会で報告している農地出し手情報を活用する予定です。 「２ 最適化活動の活動目標」について説明します。「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、１人当たりの活動日数を１ヶ月に８日、最適化活動を行う委員の人数は農業委員１３人、推進委員１２人の合計２５人としています。これは委員の皆さんに農地利用の最適化活動として、「使える農地を使えるうちに、使える人に使ってもらう」ために、「担当地域内農地の見回りをする」、「利用権設定の更新書類を持っていく」、「地域の農業者や土地所有者から相談を受ける（農地の貸し借り、売買、困りごとなど）」、「遊休農地の発生防止や解消のために地元で井手さらえや草刈りをする」、「地域計画づくりの話し合いに参加したり、住民へ参加を呼び掛けたりする」といった活動を毎月あたり８日（１回１０分でも１日と数えます）行っていていただき、その内容を活動記録簿に記入して提出いただくことをお願いするものです。 「（２）活動強化月間の設定目標」については、年間３回以上の目標設定が必要になります。目標回数は３回、取組時期は今年１２月から来年２月までとしており、農家相談を２回行う月を設定しています。これについては、例年農閑期に農地の貸し借りに関する相談が多くなることから、農地の集積や遊休農地の解消活動の強化月間として設定しています。 「（３）新規参入相談会への参加目標」は、農業委員、推進委員が１名以上参加する相談会の内容等の記入が必要となります。目標は１５回で、内訳は年間の農家相談の実施回数です。新規参入・就農相談・農地の貸借・農業者年金などの相談を受けるということで、毎月行っている農家相談を載せています。 説明については以上となります。本委員会で皆さんからの承認が得られましたら、町ホームページでの公表を予定しています。ご審議よろしくをお願いします。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方でご意見、ご質問等があればお願いします。 「２ 最適化活動の活動目標」、毎月活動報告書を出してもらうのですが、国の指針で「８日以上」でとなっており、交付金に関わる部分でありますので、ほ場でも何でもいいですから書いていただくようにお願いします。猪が畦を壊したとかでもよい。昨年も交付金がかかなり減っております。琴浦町と三朝町でしたか、今まで７００万円程もらっていたものが、そのあたりで削られています。何でもいいですので８回書いていただくように努力してください。
----	--

	それと、あまり提出されていない方がおられます。やはり提出して頂かないと全体に補助金が入ってきませんので、何枚かは絶対に書いていただかないと他の方への補助金も入らなくなりますので、責任感を持って書いていただくようお願いいたします。 その他に何かご意見、ご質問はありませんか。 (質問等無し) ご質問が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 全員賛成ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。 その他に移りたいと思います。4月2日に行われた農家相談の報告について丸山委員、入江委員に対応して頂きましたが、相談者は無かったということで報告しておきます。 続いて農地中間管理事業について事務局の方で説明をお願いします。
事務局	中間管理事業の貸借についてですが、総会資料の様式が変更になっており、総会にかけた月の翌月1日から権利が発生します。申請書の控えはこれまでの利用権設定では農業委員会事務局で送付をしていましたが、今後は鳥取県農業農村担い手育成機構から、地権者、借主の双方に送付されます。
	計画書の書き方については、記入例を配布しておりますのでご覧ください。 記入例について注意点が3点ございます。 1. 真ん中の太枠で囲ってある「存続期間 貸借10a当たり」の欄は、点線で二段書きになっていますが、これは上の段が「貸主から担い手育成機構へ」、下の段が「担い手育成機構から借主へ」ということになっておりますので、下の段だけではなく上の段に書いて同じ意味で「〃」と書いて頂いてもよいので、一番上に年数と賃借料を記入していただくようお願いいたします。 2. その隣の年額の欄ですが、一筆当たりいくらという借地料を設定する場合は、この欄に記入をお願いします。 3. 右下の欄にも耕作者の印を押して頂きます。隣に農業委員の名前を記載するようになっていますが、ここには耕作者の印を押して頂くようお願いいたします。以上3点の注意をお願いします。
議長	今までは農業委員会が利用権設定の用紙に借主と貸主の住所・氏名を印刷したものを送っていましたが、それはしてもらえるのですか。
事務局	印刷されたものが届くと思います。
議長	だけど裏は書かないのですか。
事務局	3点注意事項をお伝えさせて頂いた中ではなかったのですが、裏の方

	も赤字で記入をお願いする欄がございますので、真ん中辺りの「負担区分をどうされるか」にチェックを入れられるようになっていることと、下の方に機構を通さず直接借賃をお支払いされる場合に、お支払日の記入欄がありますので、そちらも聞かれるかもしれませんので、ご注意頂ければと思います。
議長	今事務局が言われたように、口座振替の場合は、初めての人は口座の用紙も入ってきますよね。
事務局	中間管理事業で利用権設定するのが初めての方は、計画書の送付と一緒に振込用紙も入っておりますので口座を書いていただきます。それが表の「借賃支払い方法」の右側に赤枠で記入されてます。
議長	ということですのでよろしくお願いします。振り込みでなく、現金での支払いでもいいようです。よろしいですか (幅田委員より挙手あり)。
幅田委員	さっきの説明では機構側から双方に配布、送付すると聞こえたのですが。
議長	機構が地権者、借主双方に送付されます。
幅田委員	だから、利用権設定計画書を配るという作業がなくなるということですよ。
議長	ということは活動報告書を書くことが減るので、8日間頑張っておいてください。
	今まで交付金の中でこの紙を持っていくので1日にカウントされていたのですが。琴浦の場合は琴浦の農業委員会に送ってもらうようにしようか。
鳥取県農業農村担い手育成機構 高力	確認します。
議長	(中本委員より挙手あり)
中本委員	裏面ですが、改良区に加盟していない地区があるが、そのことを書いておいたほうがいいのですか。
議長	それは書かなくてもいい。賦課金など関係ないです。
	続きまして、認定農業者の農地流動化推進交付金の支払について、事務局の説明をお願いします。
事務局	認定農業者の方が、令和6年中に新規で3年以上、更新で5年以上の期間、農地を有料で借りた場合に交付される「農地流動化推進交付金」が4月7日に支払い完了済みであります。ご確認くださいようお願いいたします。
議長	今まで3年以上だったものが、今度はすべて5年以上の賃貸借に対して交付することになりますのでよろしくお願いします。
高力	すみません、先ほど影井局長に話をしましたら今までと何も変わらな

議長 事務局	ということです。具体的には、明日事務局へ影井局長から直接説明されるということです。 今までと一緒にということですね。 事務局、最後の活動記録簿について説明をお願いします。
事務局	活動記録簿の提出、ありがとうございました。農地利用最適化に係る能率給を5月16日に支払予定としております。6年度に提出いただいた活動記録に基づいてお支払いする予定にしております。 支払額の数字は覚えてないのですが、全体的な補助金の額が下がっていましたので、去年の数字より下がると思います。
議長	5月16日に支払うということですので、成績表はもう来ていると思います。それぞれ皆さん、活動記録簿を提出いただき、たくさん活動された方にはたくさん出るようにはなっていますが、事務局は総額はわからないが昨年よりは下がるということですのでよろしく願いいたします。 今までの中で何かご質問等はございますか。 (三浦委員より挙手あり)
三浦委員	このAさんの農業経営の状況、きっちりと書いておく必要はありますか。トラクターの数とか、農作業の日数とか。必要ないですか。
事務局	初めての方につきましては、書いてあると有り難いです。書いてなかったら取り下げられるということはないので大丈夫なんですけど、初めての方は情報があると有り難いということでございます。
三浦委員	先月会長が言われてしまいましたが、中間管理機構で、機構を通して賃借料を払う場合、今まで12月支払だったのが1月になるということだったと思うのですが、これは今年度からと思いますが、これは地権者側のほうには中間管理機構から連絡が行くということによろしいのでしょうか。
高力 三浦委員	連絡が行きます。 それだったらいいです。 もう一つ協議していただけたらと思うのですが、実はある方から相談がありまして、利用権を今まで結んできていたが、地権者が施設に入られ、どこにおられるかわからず、さらに配偶者や子も全くいない状態となった。そうすると土地の利用権を設定することは出来ない。困ってしまうという相談があったので、どうしたらいいものかということです。
議長	機構を通せばできるのか、分からないでしょうか、高力さん。 施設に入っておられるのだったら、追跡をすればわかると思うのですが、ただ認識が出来るのか、ということがあると思う。機構を通してであれば、不在地主の所有者不明農地制度でできる。昨年からいろいろそういった問題が出てきていて、いろいろ協議されて、今後もそういった問題が出てくると思われる。

	機構は来月にでも、農地を借りたい人が農業委員会に言って所有者を探します。所有者不明の農地の公示を2ヶ月して、公示後、申し出がない場合は、農地バンク（農村担い手育成機構）へ通知し、機構から利用権設定の裁定を申請する。原則4ヶ月以内となる。 注意として、地域計画内の農地については迅速化、その後、道府県知事が裁定して公示し、農地バンクへの利用権設定ができる。利用権設定期間は最大40年、担い手に出すということです。相続人が1人でも判明しているときは、農地バンク法により、相続人の1人が農地を貸したい旨の申出を農地バンク（農村担い手育成機構）に申請する。残りの相続人の探索を要請し、それを農業委員会で受けて、共有者の探索を配偶者と子に限定してする。共有者不明農地の2分の1以上の共有者が判明していないときは、判明している共有者の同意を得て、農用地、利用集積等、促進計画等を2ヶ月間公示する。 公示後、異議がない場合は、機構に同意したものとみなし農地バンクへ通知し、農地バンク（農村担い手育成機構）から農地バンクの計画の認可申請を県知事にする。知事が計画案を承認、公示し、農地バンクに行き、農村担い手育成機構に行く。これも利用権設定期間は最大40年の設定が出来るということです。だから、機構を通してであれば出来るということです。 （安谷委員より挙手）
安谷委員 三浦委員	あと財産管理人は出来るということですか。 ただその施設に入っている人は認知に問題があるのか、今どこの施設におられるのか、聞いてもなかなか教えてもらえない。土地はあるのに、どこにおられるのかが全然わからない。いろいろ聞いてみても、子どもさんもおられないし、相続人もいない。この土地は困ってしまうという状態になる。
議長	それこそ多面的や中山間に入っていれば荒らしてはいけないので、地元の人がそれぞれ管理して綺麗にしてもらわないといけない。
三浦委員	借りたいけど利用権設定が出来なくて困っているというのはあります。
安谷委員	法的な手続きを取れば、交替になるのかはわからないけど、財産管理人とか、司法書士さんのほうなので詳しくは無いのでわからないんですけど、そういうのを立てたら、代わりにしてもらえるというのか。探するのがその前段に入ってくるとは思うのですが。
議長	これは農地バンクを通せば出来ます。司法書士さんは財産管理人になればできると思う。今後これらは増えて出てくるので、しっかり勉強をしておいてください。 農業をする人はいないし、農地の価格は下がるし、相続したくないという人も結構出ていて、去年一町歩くらい世話をした。田畑は要らない、

	いくらでもいいから売りたいと言われて。今後そういうのが増えてくるので。その辺しっかり勉強をしておいてください。 他に質問はありますか。 (伊藤委員より挙手あり)
伊藤委員	農業委員会は、個人と個人みたいな格好で、貸し借りをやっているのですが、農家さんが、例えば畜産試験場、あるいは家畜改良センター鳥取牧場に農地を借りる場合でも、農業委員会がタッチすることになるのか、どうなんでしょうか。と言うことが実際にこれから起こりうるような気がするので、聞いておこうかなと思いました。
議長	県の所有ですね。
伊藤委員	分からないなら分からないでもいいのですが、そういう話がありました。
議長	県の所有だけれど、借りられるだろうけど。
伊藤委員	農家が県のほうに貸すという感じになる。
議長	農家が県に貸す。いいのだろうけれど。高力さんその辺勉強しておいてください。いろいろ出ましたが、今後の勉強にしたいと思います。 その他、質問はありますか。 (潮委員より挙手あり)
潮委員	私は、太陽光発電のガイドラインを作る必要があるのではないかと思います。今は再生エネルギーで、おそらく琴浦町もゼロカーボン宣言の計画がしてあると思いますので、これだけいろんなことが起きてくると、農地での太陽光発電も一時期はかなり出てきていたと思いますので、農業委員会でガイドラインというのは、事務手続きというかたちで作っておけば、それに従って許可も出せると思いますので、設定したほうがいいのではないかと思います。太陽光の設備もペロブスカイト太陽光電池ができるようになってきたので、これから変わってくる気がするので、やはりしておいた方がいいのではないかと思います。
議長	それは前に北栄町が考えて作っており、琴浦町もしようと皆に提案したのですが、前町長の時だったか納得されず、断念したということがありました。今、東京では住宅の新築は全戸ソーラー屋根にするということがあり、うちの息子も家を建てたらソーラーパネルを備え付けておりました。これからどんどん増えるのではないかなと思う。琴浦町の取り組みとしてカーボンニュートラルの関係で太陽光発電を考えているようですし、これからいろいろ出てくると思います。 今、赤碕駅の看板を工事していますけども、あの辺に2箇所出来る。来月くらいに、しまむらの南側の丸尾に1件、転用案件で太陽光発電設備が出来るようになっております。町としてはあちこちに建てるより、あそこを全部太陽子発電設備にして欲しいなと思っております。 今度あそこに出れば、次々に荒れた状態で置いておくよりは、太陽光

潮委員
議長

発電設備のほうがいいかなと思います。あそこは農業振興地域に入っていないし、もってこいの場所だなと思います。片方では規制もしながら、片方では推進をするという格好に出来たらなと思います。国策でもあるので全否定は出来ないと思いますので、その辺はまた皆さんと協議していきたいと思っています。

ガイドラインの原案は、毎田局長に渡してありますので。

はい。北栄町のも手に入りますので、わかりますので。

その他、皆さんのほうでご質問はございますか。

(質問なし)

そうしますと以上をもちまして、第1回琴浦町農業委員会総会を終了いたします。